

長寿一 2352

令和3年1月7日

各高齢者福祉関係団体の長 様

秋田県健康福祉部長

(公印省略)

令和3年1月7日からの大雪による災害により被災した  
要介護高齢者等への対応について (通知)

日頃より、県の高齢者福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記災害の被災に伴い、県内の4市2町1村(横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村)に対する災害救助法の適用が決定されました。

これを受け、別添のとおり各高齢者関連施設・事業所に通知しましたので、お知らせいたします。

〒010-8570

秋田市山王4-1-1

秋田県健康福祉部長寿社会課

TEL 018-860-1363

FAX 018-860-3867

(写)

長寿一 2352

令和3年1月7日

各高齢者関連施設・事業所 管理者様

秋田県健康福祉部長

(公印省略)

令和3年1月7日からの大雪による災害により被災した  
要介護高齢者等への対応について (通知)

日頃より、県の高齢者福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記災害の被災に伴い、県内の4市2町1村(横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村)に対する災害救助法の適用が決定されました。

このため、厚生労働省から次のとおり事務連絡が発出されましたので、その内容について御了知くださるようお願いいたします。

【別添1】令和3年1月7日からの大雪による災害により被災した要介護高齢者等への対応について (令和3年1月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)

【別添2】令和3年1月7日からの大雪による災害に伴う被災者に係る被保険者証の提示について (令和3年1月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)

〒010-8570

秋田市山王4-1-1

秋田県健康福祉部長寿社会課

TEL 018-860-1363

FAX 018-860-3867

事 務 連 絡  
令 和 3 年 1 月 7 日

秋田県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和3年1月7日からの大雪による災害により被災した

要介護高齢者等への対応について

標記災害の被災に伴い、貴管内の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。このため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(改正後全文)

事務連絡  
平成25年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

### 災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。